

健康増進事業に関する事務に係る「特定個人情報保護評価（全項目評価書）」
改訂版（素案）に対する意見募集結果

意見 番号	ご意見の概要	該当する ページ/条項	件数	ご意見に対する市の考え方	修正等の対応
1	<p>それぞれのリスクに対する措置（人為的、電子的、物理的）は「万全」ではありません。</p> <p>人為的措置（教育、研修、周知、監督、立入調査、等）は本当に実施されるのか、効果があるのか？また電子的措置（セキュリティ機能、システム自動制御、アクセス権限、ユーザーID、パスワード、生体情報による二要素認証、ウイルス対策、等）も本当に正常に機能するのか？更に、ログの記録やログによる追跡、抑止効果など、「事後対策」をもって「措置」としているということは、</p> <p>「セキュリティは破られる」という前提に立っているという証拠です。また、物理的措置（確実な処分、施錠、専用の部屋で出入口を限定、端末を来庁者から見えない位置に置く、職員の離席時には端末を閉じ、書類を引き出しに入れる、等）にも人為的要素が多く、本当に実施されるのか疑問です。「万全な対策」などあり得ません。核兵器と同様に人類が作ってはならない「特定個人情報」そのものを廃棄し、「共通番号（マイナンバー）制度」から「分野別個別番号制度」に戻すよう、政府に警告してください。</p>	全体	1	<p>マイナンバー制度は、番号法を基に運用が開始され、市民の利便性の向上や行政の効率化にも繋がっております。</p> <p>セキュリティ対策については、人的対策・物理的対策・技術的対策の実施により、万全を期しつつ、マイナンバー制度の運用に取り組んでまいります。</p>	素案のとおりといたします。

■ 集計結果

意見提出者数	1名
意見項目数	1件
修正項目数	0件